

広電ゴルフ練習場　QRコードシステム利用規約

第1条（規約の趣旨）

　広電ゴルフ（以下「当練習場」といいます。）は広電ゴルフ QRコードシステム（以下「システム」といいます。）をこの規約に従って取り扱うものとし、広電ゴルフ QRコードシステム利用者（以下「お客さま」といいます。）は、本規約に従って当練習場を利用していただきます。

第2条（QRコードの種類）

　当練習場を利用するにはシステムが発行するQRコードを使ってご利用いただけます。

当練習場が発行するQRコードの種別は次の通りとします。

- ①お客さま本人が、所定の申込み用紙に必要な事項を記入するか、当練習場WEBサイトの新規登録フォームにより利用者登録をしてWEBサイトのお客さまページで表示される登録QRコード
- ②利用者本人が、利用者登録をしていないで発行する無記名QRコード

第3条（QRコードのご利用方法）

- ①QRコードは、当練習場の施設利用および打球練習のお支払いにのみご利用いただけます。
- ②QRコードは、当練習場WEBサイトのお客さまページで表示されるQRコードを所定の読取機にかざしてご利用いただけます。
- ③WEBサイトがご利用いただけないお客さまにはQRコードが印刷されたQRカードを発行させていただきます。
- ④QRコードを利用して、当練習場のお客さま口座に予めご利用金額をチャージ（ご入金）していただきます。
- ⑤お客さまQRコードのご利用は、ご本人に限りです。第三者に貸与・譲渡・質入・寄託することはできません。
- ⑥チャージは、当練習場に備え付けの自動入金機（ATM）をご利用ください。
- ⑦お客さま口座にチャージできる金額の上限は、100,000円です。
- ⑧お客さま口座のチャージ残額については、フロントまたは自動入金機（ATM）、およびWEBサイトのお客さまページにてご確認ください。
- ⑨複数のお客さま口座を所持する場合であってもチャージ残額及びポイントの合算はできません。
- ⑩利用する条件により、ポイントが付与されます。

第4条（QRコードがご利用いただけない場合）

- ①QRコードが偽造または、変造されたものであるとき。
- ②QRコードが違法に取得されたものであるとき。または、違法に取得されたQRであると知りながら取得されたとき。
- ③QRカードの破損、当練習場パソコンの故障、停電等により、ご利用可能残高を読み取ることができないとき。
- ④その他やむを得ない事由があったとき。

第5条（QRコードの再発行）

- ①QRコードのご利用可能残高の読み取りができず、またその記録に異常があった場合、お客さまには、当練習場が定める方法で当該QRコードを提出し、再発行を受けることができます。
- ②前項の取扱いに際し、QRコードのご利用可能残高はその時点でシステムが記録している残高を付与いたします。
- ③登録QRコードを再発行する場合は、発行手数料 330円（税込）を頂きます。
- ④再発行の際、従前のQRコードは無効となります。
- ⑤QRコードを再発行する場合は、本人確認のために身分証明書を提示していただきます。
- ⑥本人確認ができない場合は、いかなる場合でも再発行いたしません。（無記名QRコードは再発行できません。）

第6条（QRコード利用の停止・利用資格の喪失）

- ①お客さまが本規約に違反した場合もしくは違反するおそれがある場合、その他QRコードの利用状況が適切でないと当練習場が判断した場合、当練習場は何らの通知、催告を要せずしてQRコードの利用資格を喪失させ、かつQRコードを無効とすることができるものとします。
- ②QRコードの利用状況が適切でないと当練習場が判断した場合、その他当練習場が必要と認めた場合、当練習場は何らの通知、催告を要せずして、QRコードの利用資格を喪失させ、かつQRコードを無効とすることができるものとします。

第7条（QRコードの失効）

- ①当練習場を利用された日の翌日を起算日として2年間利用されなかった場合、当該QRコードに係るお客さまの権利（チャージ残額およびポイント残額を含む）は失効します。
- ②当練習場は、お客さまが以下の各号のいずれかに該当した場合および練習場の約款に基づき除名された場合、通知、催告を要することなくQRコード（チャージ残額等）を失効させることができるものとします。
 - i) 申込み内容に虚偽の記載をしたことが判明したとき
 - ii) 暴力団関係者であることが客観的事実に基づき判明したとき
 - iii) 前号に該当する者を同伴しあるいは紹介して当練習場を利用させたとき
 - iv) 本規約、利用約款、当練習場のその他諸規則に違反し、当練習場が利用者として不適格であると判断したとき
 - v) QRコード利用にあたり、不正な行為があったとき
 - vi) 死亡し、または保佐、後見開始の審判を受けたとき

第8条（QRコードの紛失、盗難等）

QRコードの紛失、盗難その他の事由で、第三者に不正使用されたことにより、損害が生じた場合であっても、当練習場はその責任を負いません。

第9条（QRコードの利用残高の払戻しについて）

- ①チャージされたQRコードのご利用残高は、原則として払戻しを行いません。
- ②ただし、次の各号に該当する場合には、お客さまからの請求に基づき、払い戻しを行います。
 - i) 当練習場の責に帰すべき事由により払戻し義務が生じた場合
 - ii) 当練習場が事業を廃止する場合
 - iii) システムのサービスを終了する場合
- ③上記の場合の払戻し手続きは、当練習場が定める方法に従い行います。
- ④払戻しに際しては、所定の手数料を差し引く場合があります。
- ⑤QRコード利用残高の払戻しにあたり、本人確認のために身分証明書の提示を求めることがあります。第10条（天災等による損害）天災等、当練習場の責任に帰すべからざる事由から発生した利用者の損害については、当練習場は責任を負いません。

第11条（登録事項の変更）

- ①QRコード利用者は住所、氏名、電話番号、登録の際の届け出事項に変更が生じた場合は、すみやかに当練習場ウェブサイトから所定の会員情報の変更手続きを実施するか、当練習場へ連絡するものとします。
- ②前項の会員情報の変更を怠り、または不備があったためにお客さまに不利益が生じた場合であっても、当練習場は一切の責任を負いません。

第12条（個人情報の利用）

当練習場は、登録いただいた個人情報を以下の目的で利用することがあります。

- ①お客さまに連絡をとる必要が生じた場合
- ②QRコードの再発行時等お客さま本人であることの確認
- ③当練習場のイベント、サービスの案内
- ④当練習場のサービス改善に関する統計デーク作成

第13条（個人情報の管理）

- ①当練習場ではお客さまからいただいた個人情報は、必要な保護措置を行ったうえで適切に管理します。
- ②当練習場ではお客さまからいただいた個人情報は、以下の場合を除き、第三者に提供、又は開示いたしません。
 - i) お客さまの同意があった場合
 - ii) 法令に基づき、公的機関から開示をもとめられた場合

第14条（規約の改定）

- ①本規約は、予告なく変更・改定または廃止する場合があります。その場合は一定の周知期間をとるものとします。
- ②当練習場は運営上の都合や障害の発生により、本規約に定めるサービスの提供を予告なく一時的に中断することがあります。
- ③前項の場合において、当練習場は一切の責任を負いません。

第15条（合意管轄裁判所）

お客さまは、当練習場との間に紛争が生じた場合、広島簡易裁判所、または広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

附則　2025年2月25日　制定・施行

株式会社　ヒロデンプラザ
広電ゴルフ